# 住まいのお知らせ

PICK UP NEWS

問住生活支援係TEL 74-8758
建築指導係　TEL 74-8760

## 住まいの補助金制度を利用しましょう!

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。詳しい条件などは右記 QR コードをご確認ください。

住まいの補助金
（市ホームページ）

### 新築住宅・中古住宅を購入した方　※下記補助金は加算して支給されます。

**▶まちなか住まいる等補助金**　※都市計画区域外の住宅は対象外です。詳細についてはお問い合わせください。

☆新築・建売住宅　市内企業を利用：150 万円　※建売住宅は検査済証発行から1年間未使用のもの
　　市外企業を利用：100 万円

☆中古住宅　補助率 10%（上限額 100 万円）　※建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のもの

**▶子育て支援補助金**

☆未就学児 1 人につき 20 万円

☆小・中学生、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 10 万円

☆子どものいない 40 歳以下の若年夫婦世帯：10 万円

**▶子育て世帯住み替えサポート補助金**

☆市内に移住後、3 年以内に住宅を取得した子育て世帯または子どものいない 40 歳以下の若年夫婦世帯：20 万円

**▶移住促進補助金**　※配偶者も条件に含む

☆市内に転入した方（補助金の申請日において住民基本台帳に記録されている方）：20 万円

**▶市内企業就労者定住促進補助金**

☆市内に所在地を有する企業に3年以上継続して就労している方：10 万円

### 要事前申請　住宅の改修・リフォームをする方

**▶永く住まいる（住宅改修）補助金**

※一般リフォーム工事・バリアフリーリフォーム工事

自らが居住する住宅の 50 万円以上の増改築・外壁や屋根の改修、塗装工事およびバリアフリーリフォーム工事（手すりの設置・段差解消など）を行う方に補助

※バリアフリーリフォーム工事は介護認定を受けていない 65 歳以上の方に限ります。

☆市内企業を利用：20%（上限額 40 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 80 万円

☆市外企業を利用：10%（上限額 20 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 40 万円

※耐震改修工事（昭和56年5月31日以降に建築確認がされた住宅）

自らが居住する住宅の耐震改修工事（50 万円以上）を行う方に補助

☆市内企業を利用：20%（上限額 50 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 90 万円

☆市外企業を利用：10%（上限額 30 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 50 万円

※擁壁（ようへき）改修工事（ブロック塀などを除く）

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m以上の擁壁の改修工事を行う方に補助

☆工事費用の 30%（上限額 200 万円）

### 要事前申請　自宅に太陽光発電システムを設置する方

**▶住宅用太陽光発電システム導入費補助金**

自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に、未使用の JIS 規格または JET 認証を取得している太陽光発電システム（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）を設置する方に補助

☆設置工事費用の 10%（上限額 25 万円）　※補助額の 1,000 円未満の端数は切り捨て



### 要事前申請　住宅を解体する方

**▶老朽住宅除却費補助金**

自らが居住していた住宅の所有者（相続人を含む）で、50 万円以上の解体工事（車庫・物置などの付属物の解体および家財の処分費を含む）を行う方に補助（賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外）

☆市内企業を利用：40%（上限額 50 万円）

☆市外企業を利用：20%（上限額 25 万円）

※補助額の 1,000 円未満の端数は切り捨て

※自らが居住していた住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は上記の 1/2 です。

## 空き家・空き地の紹介と募集をしています

砂川市住み替え支援協議会（以下協議会）では、空き家・空き地の物件紹介や募集を行っています。詳細は協議会（住生活支援係（２階 21 番窓口））へお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

※ホームページに掲載している物件情報については、紹介を目的としており、斡旋（あっせん）や仲介などは行っていません。賃貸や売買に関する交渉、契約は利用者間の責任において行ってください。また、これらに関するトラブルについては、市では責任を負いかねますのでご注意ください。

砂川市　空き家　空き地　検索

砂川市空き家バンク
（市ホームページ）

### 要事前申請　住宅（自宅）を登録して成約した方

**▶空き家バンク成約補助金**

自らが居住していた住宅を砂川市空き家バンクの登録物件として、市ホームページなどで公開し、売買または賃貸が成約した所有者（相続人を含む）に補助　※空き地は対象外

☆売買の成立：10 万円　　☆賃貸の成立：5 万円

## 市有地を販売しています！

| 所在 | 売却価格 | 特別割引対象世帯（複数あてはまる場合は重複して適用） | |
|---|---|---|---|
| 西 6 条南 11丁目1番（323.39㎡、98 坪） | 197万円 | 子育て世帯 | 30%割引 |
| | | 移住世帯 | 10%割引 |
| | | 市内企業就労者 | 10%割引 |

詳細はコチラ
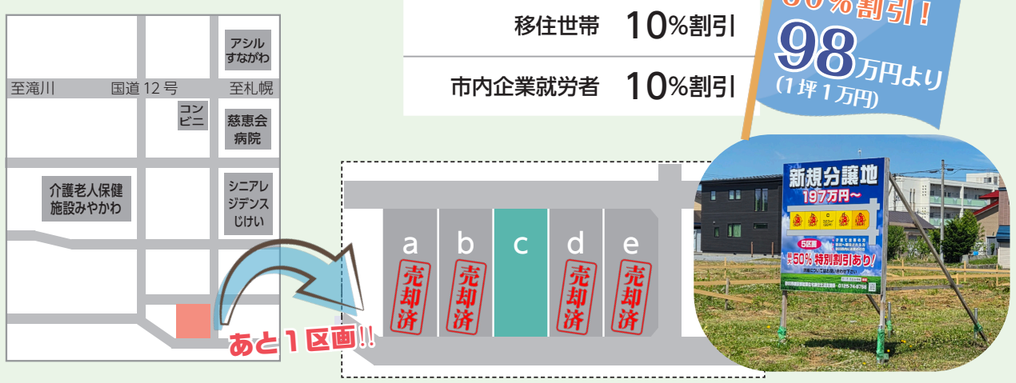
最大50%割引！ 98万円より（1坪1万円）